

埼玉県住まいづくり協議会事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、埼玉の豊かな居住空間の創造を目指して、公民共同で住まいづくりやまちづくりに関する調査・研究等の活動を積極的に展開し、もって住みよい県土づくりに資するため、埼玉県住まいづくり協議会（以下、「協議会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続きに関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号、以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

- 第2条 補助の対象となる事業は、前条の趣旨のために協議会が実施する事業とする。
- 2 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費とする。

(補助額)

- 第3条 前条第2項の経費に対する補助額は、知事が別に定める額とする。

(申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第2項に掲げる書類の添付は要しない。

(交付決定通知の様式)

- 第5条 規則第7条の交付決定通知の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金概算払い請求書の様式)

- 第6条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定額の変更申請)

- 第7条 補助事業者は、補助事業の内容の変更に伴って交付決定を受けた補助金の額の変更を申請しようとするときは、様式第4号の補助金交付決定額変更申請書を知事に提出しなければならない。

(報告書の様式)

- 第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(報告書の提出期限)

第9条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止又は中止の場合を含む。）の日から起算して、30日を経過した日、又は当該補助事業の完了の日に属する会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付の請求は、様式第6号の補助金交付請求書により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第7号により行う。

(書類の整理等)

第12条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠の書類を整理保管しておくなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年度埼玉県住まいづくり協議会事業補助金
交付申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名 称
代表者

印

下記により埼玉県住まいづくり協議会事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の実施計画（別紙 1）
- 4 補助事業の完了予定期日

別紙 1

実 施 計 画 書

事 業 名	内容及び経費等

様式第2号（第5条関係）

年度埼玉県住まいづくり協議会事業補助金
交付決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで申請のあった埼玉県住まいづくり協議会事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定額 円

3 支払方法

4 交付条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金を他の用途に使用し、又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合は交付金の全額又は一部の返還を命ずることがある。

様式第3号（第6条関係）

年度埼玉県住まいづくり協議会事業補助金
概算払請求書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の
通知を受けた埼玉県住まいづくり協議会事業補助金の交付について、下記のとおり概算払請求します。

記

1 補助金の概算払請求額	円
交付決定額	円
既交付済額	円

様式第4号（第7条関係）

年度埼玉県住まいづくり協議会事業補助金
交付決定額変更申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名 称
代表者

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知
を受けた埼玉県住まいづくり協議会事業補助事業を下記のとおり変更したいの
で、当該交付決定額の変更を申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 変更内容（別紙2）

3 変更の理由

4 補助金交付変更額

交付決定額 円

交付変更申請額 円

差引増△減額 円

別紙2

変更実施計画書

	事業名	変更内容
変更後		
変更前		
変更後		
変更前		
変更後		
変更前		

様式第5号（第8条関係）

年度埼玉県住まいづくり協議会事業補助金
補助事業完了実績報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名 称
代表者

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県住まいづくり協議会事業補助金にかかる補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金の交付決定額及び精算額
交付決定額 円
精 算 額 円
- 3 補助事業の実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 補助事業の成果等

様式第6号（第10条関係）

年度埼玉県住まいづくり協議会事業補助金
交付請求書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名 称
代表者

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県住まいづくり協議会事業補助金の交付について、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金の交付請求額 円

交付決定額 円

既交付済額 円

様式第7号（第11条関係）

年度埼玉県住まいづくり協議会事業補助金
額確定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで実績報告のあった埼玉県住まいづくり協議会事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金の確定額

円